

令和 4 年度事業報告

保育理念:一人ひとりの子どもの命を大切にし、発達に応じた保育を行い、保護者から信頼され、地域に根差した保育サービスの提供をします。

保育方針:① 人との関わりや自然とのふれあい、生活の中で様々な社会体験を重ねることで、感謝の気持ちや人への思いやる心を持つ子供に育てる。

② 自ら積極的にいろいろな事へ挑戦し、困難な事へも粘り強く行動できる力を育てる。

③ 地域における子育ての総合的な支援の役割を果たせるよう、保護者の協力のもと、地域や専門機関との連携を積極的に行う。

保育目標:①あいさつのできる子、②なかよくできる子、③がんばれる子

【令和 4 年度の取組み】

保育テーマ:つなげよう つながろう 笑顔の輪

保育を提供する曜日:月曜から土曜日まで(休日及び年末年始を除く)

保育時間:保育標準時間 午前 7 時から午後 6 時まで(11 時間)

保育短時間A 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで(8 時間)

B 午前 9 時から午後 5 時まで(8 時間)

在園児数(利用定員 120 人(3 歳児以上 70 人、1・2 歳児 40 人、0 歳児 10 人))

年齢	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0 歳	標準	4	4	5	5	5	7	8	9	9	8	8	8
	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
1 歳	標準	19	20	21	21	21	22	22	22	22	21	21	21
	短時間	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
2 歳	標準	20	21	21	21	21	19	19	19	20	20	20	20
	短時間	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1
3 歳	標準	22	22	23	22	22	22	23	23	23	22	23	23
	短時間	1	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1
4 歳	標準	21	22	21	21	19	19	19	23	23	22	22	23
	短時間	3	3	4	4	6	6	6	2	2	3	3	2
5 歳	標準	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	短時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	標準	109	112	114	113	111	112	114	119	120	116	117	118
	短時間	6	8	7	8	10	11	10	6	5	8	8	7
平均在園率(%)		95.8	100.0	100.8	100.8	100.8	102.5	103.3	104.2	104.2	103.3	104.2	104.2

延長保育:保育標準時間 午後 6 時から午後 7 時まで
 保育短時間A 午前 7 時から午前 8 時 30 分まで
 午後 4 時 30 分から午後 6 時まで
 B 午前 7 時から午前 9 時まで
 午後 5 時から午後 6 時まで

延長保育の状況

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延長保育	54	48	149	110	106	113	114	103	114	93	113	145	1262
緊急延長保育	68	51	34	35	24	29	39	29	52	31	40	34	466
合計	122	99	183	145	130	142	153	132	166	124	153	179	1728

毎日の保育の流れ(保育標準時間での1日のスケジュール)

保育園の一日	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
	早朝保育	登園 視診	おやつ(乳児)	あそび(乳児) 学 習(幼児)	昼 食	
	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00 19:00
	午 睡		おやつ	あそび	降 園	延長保育

職種別職員数(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

職 種	園 長	副園長 (保育士)	主任 保育士	保育士	准看護 師	栄養士	調理員	事務員	用務員	合 計
正規職員	1	1	1	14		1	1	1		20
パート職員 (うちフルタイム)				8 (3)	1		2 (1)		1	12 (4)
合 計	1	1	1	22 (3)	1	1	3 (1)	1	1	32 (4)

※正規の保育士のうち3名は育児休業中

※上記とは別に小児科及び歯科の嘱託医あり

○新型コロナウイルス感染症への取組み

令和4年度は年度当初から感染力の強い新型コロナウイルス感染症の市中での流行が続き、当園においては、これまで同様にできる限りの感染防止対策に努めていたが年度前半の4月末から9月上旬にかけて園児の陽性者や濃厚接触者が次々に確認される中で、松山市と協議して複数のクラスの閉鎖を止むを得ず行うこととなった。年度後半も複数のクラスで園児に陽性者が確認されたが、広がりが見られないこと及びクラス閉鎖に伴う保護者の負担を軽減するとの観点から、感染防止策を徹底しつつ保育事業の継続に努めた。

○園内行事等の実施状況

園内行事については、実施方法等の変更により極力中止することがないように努め、7月のお泊り会は日帰りに短縮実施、10月の運動会は2部制で人数制限の実施、11月の親子遠足は園児と保育士だけで実施、12月の生活・学習発表会はクラスごとの入れ替えにより実施した。避難・消化訓練は、毎月1回の実施に努めるとともに、新たに災害緊急時児童引き渡し訓練を実施した。また、地域との交流事業は、昨年度に引き続き中止し、小学校との連携は、小学校からの連絡で事業の多くは中止となった。

○働きやすい職場環境への取組み

職員がより働きやすい職場環境とするため、育児・介護休業制度の改正に適切に対応し規程を整備するとともに、育児休業の取得を希望する女性職員は全て育児休業を取得できることを目標に掲げ、制度の職員への周知に努めた。

また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを許さないことを徹底するため、「職場におけるハラスメントに対する行動指針」を改正し職員に周知徹底するとともに、各種ハラスメントの禁止と懲戒処分を就業規則に明記した。

さらに、有給休暇を取得できない採用後6か月未満の職員への休暇制度を独自に導入することとした。

○個人情報保護への適切な取組み

個人情報の保護に関する法律改正を受けて、個人情報の適切な取扱いの確保に組織として取り組むため、「個人情報保護に関する方針」(プライバシーポリシー)を改正し職員や利用者に周知徹底するとともに、個人情報の保護に違反する行為の禁止と懲戒処分、及び労働安全衛生法の改正に対応した健康管理上の個人情報の取扱いを就業規則に定めた。

○虐待や不適切な保育防止への取り組み

虐待や不適切な保育の事例が全国の各所で散見され国等からチェックリストが示されたことから、園内研修で配布し自己診断を行った。

また、虐待や不適切な事例についての内部からの情報提供者を保護するため、内部通報者の取扱いに関する規程を定めた。

○処遇改善及び人事院勧告への対応について

国が臨時的に追加した処遇改善に適切に対応するとともに従来からの処遇改善にも引き続き対応することにより職員の処遇改善に努めた。

また、人事院の勧告に対応して委託料が追加されたことに対応し、3月に一時金を支給した。

○安全計画等の作成について

新たに水害(高潮、津波)の災害時における社会福祉施設避難確保計画を作成するとともに、安全確保に関する取組みを計画的に実施するため、社会福祉法人小富士保育園安全計画を作成し、職員や利用者に周知した。

○令和4年度の決算について

別添1 資産の推移(平成25年度～令和4年度)のとおり資産額及び純資産額は年々増加している。特に、別添2 積立資産の推移(平成29年度～令和4年度)のとおり保育所施設・設備整備積立資産は、この5年間で約3倍になっている。今回の決算でも新たに730万円積み増すこととしている。

別添3 保育園事業活動収支の推移(平成29年度～令和4年度)のとおり、令和4年度は事業収入が令和2年度並みとなり減少する中で人件費は増加したことにより、収支差額は昨年度の約半分となっている。なお、人件費は、処遇改善への積極的な取組みもあって別添4 人件費支出(平成29年度～令和4年度)のとおり年々増加している。

(参考:令和4年度中に改正・制定した各種規程・・・令和5年4月1日施行を含む)

- ・育児・介護休業等に関する規則(改正)
- ・社会福祉法人小富士保育園個人情報保護規程(改正)
- ・社会福祉法人小富士保育園就業規則(改正)
- ・社会福祉法人小富士保育園臨時職員就業規則(改正)
- ・社会福祉法人小富士保育園給与規程(改正)
- ・小富士保育園運営規程(改正)
- ・内部通報者の取扱いに関する規程(制定)